

16 情報伝達設備 (視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)

基本的な考え

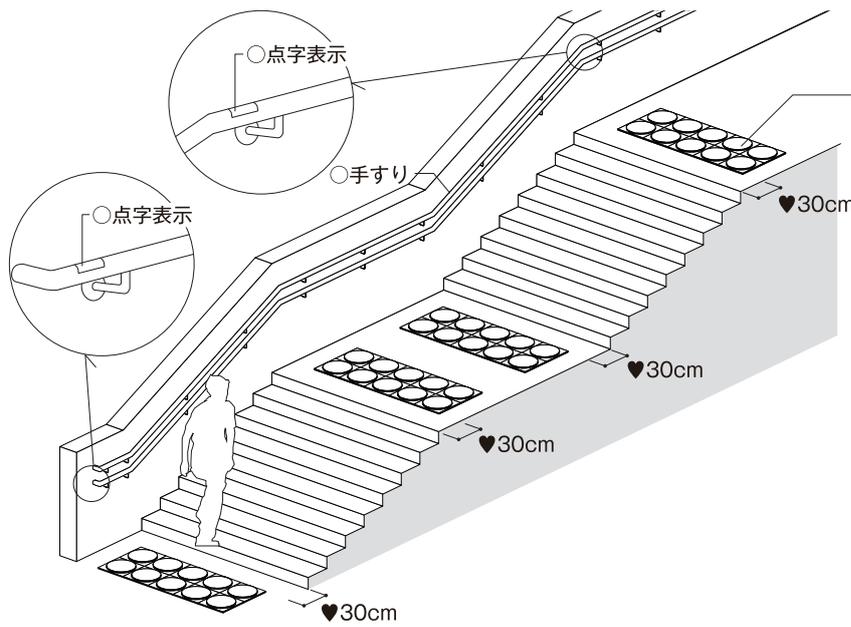
視覚障害者の安全・安心のために、視覚障害者誘導用ブロックの構造に対する配慮が必要です。

また、注意喚起のために、必要な箇所には、音声装置や点字案内などの適切な設備を配置することが必要です。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。	—	16-1 21-1
ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル以上とすること。	—	
イ 色は、原則として黄色とすること。	—	
ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。	—	
エ 形状は、次のとおりとすること。	—	
(7) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。	—	
(1) 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。	—	
(7) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。	—	
(2) 階段、段及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。	—	16-1
(3) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色としなければならない。	—	16-2
(4) 視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音声による誘導装置を設けなければならない。	—	16-2

(参考：関連条文) 規則別表第5 (16の項)

図16-1 階段まわりの整備例



- 点状ブロック等
 - ブロックの大きさは縦横それぞれ30cm以上を標準とする。
 - ブロックの色は原則として「黄色」とする。
 - 材質について
 - ・十分に強度を有する。
 - ・滑りにくい。
 - ・耐久性に優れている。
 - ・退色しにくい。
 - ・輝度の低下が少ない素材とすること。

手すりの点字表示

整備基準 16-(2)

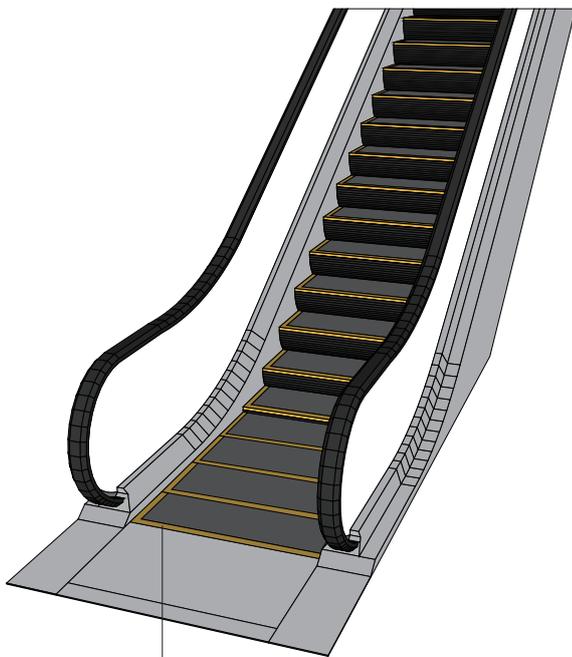
- ・視覚障害者が現在位置及び上下階の情報を確認でき、目的地への移動の支援となるような内容とする。

点状ブロック等の構造

整備基準 16-(1)-ア～エ

⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック等」を参照

図16-2 エスカレーターまわりの整備と音声誘導



- くし板はステップ部と区別しやすい色とする。
- ♥注意を喚起する等のための音声案内を行う。

エスカレーターのくし板、音声案内

整備基準 16-(3)

- ・弱視者がくし板とステップ部分を識別しやすいようくし板の縁取りを行う。
- ♥エスカレーターの始末端部では、視覚障害者等へ注意を喚起したり、方向を案内するための音声案内を行うことが望ましい。

全ての人が使いやすい施設とするために

エスカレーターを歩いて利用することは危険です。また、左半身が不自由な人など、右側に立たざるを得ない人もいます。エスカレーターを利用する際は、立ち止まって利用して欲しいという声が多くあります。



音声による誘導装置

整備基準 16-(4)

- ・「視覚障害者が利用することが多い施設」とは、視覚障害者用訓練施設、盲学校、区役所、図書館、市が設置する全市一館施設（市内に1つしかない公共施設）その他これに準ずる総合病院等が該当する。
- ♥音による誘導は視覚障害者にとって有効な情報手段である。商業施設等においても音声による誘導装置の設置が望ましい。

各居室に向けた誘導用ブロックの事例



横浜ラポール

視覚障害者誘導用ブロックの敷設は、案内板または案内設備までだが、車いす使用者やベビーカーにも障害が少ない凹凸の小さい誘導用ブロックで各利用居室を案内する例。突起は1mmで、視覚障害者は靴底の感覚ではなく、白杖で探ってたどることができる。

視覚障害者の声

建物内にも誘導がほしいです。凹凸の少ない誘導ブロックを使用したり、床面の素材を変化させるだけでも歩行に役立ちます。

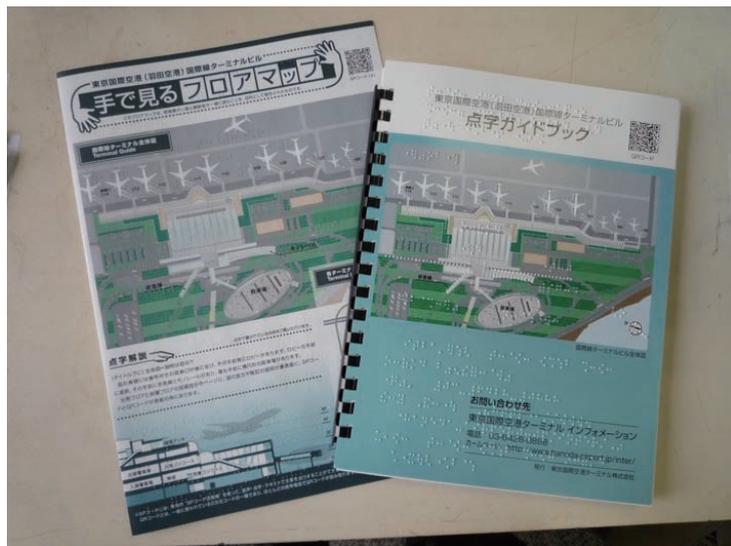


点字案内・触知図入りの印刷物

出典：横濱ジェントルタウン倶楽部

施設の概要や、施設の配置については、インターネット（JIS8341 に準拠したアクセシビリティの高い web ページが望ましい）や案内所で情報を得るほか、事前の情報提供手段として下記の様な点字パンフレットや触知図のパンフレットがあると便利です。

東京国際空港（羽田空港）目で見えるフロアマップ



戸塚区総合庁舎 点字フロアガイド

